



2025 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 住友商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾
(コード番号：8053、東証プライム)
問合せ先 広報部長 阿部 剛嗣
(TEL：03-6285-3100)

自己株式の公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 1 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条及び当社定款の規定に基づいて決議した自己株式の取得について、2025 年 7 月 31 日開催の取締役会において、その具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2025 年 8 月 1 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 9 月 1 日をもって終了いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、2025 年 7 月 31 日に公表した「自己株式の公開買付けに関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の翌営業日である 2025 年 9 月 26 日から 2026 年 3 月 31 日までの間、株式会社東京証券取引所における市場買付けの方法により、自己株式の取得枠として決議した 800 億円（上限）から、本公開買付けにおける取得価額の総額を控除した約 559 億円（上限）に相当する数の当社の普通株式の取得を実施する予定です。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

住友商事株式会社
東京都千代田区大手町 2 丁目 3 番 2 号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）

2025 年 8 月 1 日（金曜日）から 2025 年 9 月 1 日（月曜日）まで（21 営業日）

② 公開買付開始公告日

2025 年 8 月 1 日（金曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,380 円（以下、「本公開買付価格」といいます。）

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

2025 年 9 月 25 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の

申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。） 15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ii）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	7,700,000 株	一株	7,120,575 株	7,120,575 株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

住友商事株式会社 東京都千代田区大手町2丁目3番2号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(ご参考)

自己株式の取得に関する2025年5月1日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 : 3,500万株を上限とする
(発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合約2.9%)
- (3) 株式取得価額の総額 : 800億円を上限とする
- (4) 取得期間 : 2025年5月2日～2026年3月31日

以 上